

市民税・県民税(国民健康保険税) 申告の手引き

1. 市民税・県民税(国民健康保険税)の申告をしなければいけない人

令和8年1月1日現在、大仙市にお住まいの方

→2ページ以降を参考に所定事項を記入して、市・県民税申告書を提出してください。

ただし、以下に該当する方は、市・県民税申告書を提出する必要はありません。

・税務署へ所得税の確定申告書を提出される方

・給与所得以外に所得がない方で、勤務先で年末調整を済ませている方(医療費控除、雑損控除等の控除の追加を申告をする方を除きます)

・大仙市に住所がある方の被扶養者で所得がまったくない方

大仙市では、申告書を、前年申告時に自分で申告書を記載して提出(郵送含む)した方などにのみ送付しています。申告書等が必要な場合は、市ホームページ(右のQRコード)でダウンロードいただくか、税務課または各支所市民サービス課税務担当までご連絡ください。



2. 申告書の提出期限

申告書の提出期限は、**令和8年3月16日(月)**です。

3. 申告の受付場所及び日程

◆ 「市・県民税申告相談日程表」(10・11ページ)をご覧ください。

◆ お住まいの地区別に申告日を指定させていただいております。

できるだけ混雑を緩和するため、お住まいの地区(町内・集落)毎に、申告日時及び申告会場を指定させていただいているので、なるべくご自分のお住まいの指定日においてください(同封の地域別申告日程表をご覧ください)。指定日にご都合の悪い方に限り、指定日以外でも申告を受付いたします。

◆ 日曜日に申告相談を行います。

今年も日曜申告を行いますが、各地域により日程が異なりますので、来場の前に必ず「市・県民税申告相談日程表」(10・11ページ)を確認くださるようお願いいたします。

◆ 申告の受付時間は

<午前の受付> 8:45～11:30(開場時間は8:30です。)

<午後の受付> 13:00～15:30(日曜日のみ13:00～15:00ただし、3月15日は午前で受付終了)

となっております。なお、混雑等の理由により、午前に受付した場合でも、申告が午後になる場合がありますのでご了承願います。

※受付時間が変わりました。お間違えのないよう注意してください。

4. 収入の無い方・収入が非課税所得(障害年金や遺族年金など)のみの方の申告

- ① まず、住所・氏名・電話番号・マイナンバー(個人番号欄へ)を記入してください。

令和8年度 市民税・県民税(国民健康保険税)申告書

整理番号			
大仙市長 あて (受付印)	現住所 1月1日現在の住所 フリガナ	大仙市大曲花園町1-1 同上 ダイセン ジロウ	業種又は職業 無職 電話番号 個人番号
提出年月日 年 月 日	氏名 8 3 1	大仙二郎 生年月日 平成30年1月1日 世帯主の氏名 大仙二郎	1 2 3 4 5 6 7 8 9 9 9 9 続柄 本人

表

- ② 次に、申告書の表面下部【※前年に収入がなかった方、非課税収入のみであった方の記載欄】に下記の【記入のしかた】を参考に記入してください。

【記入のしかた】

- 1) 遺族年金、障害年金、雇用保険、労災保険等を受給されていた方は、1へ年金・保険等の名称と金額を記載してください。
- 2) 学生であった為、収入がなかった方は、2へ学校名と卒業見込み年月を記載してください。
- 3) 親族の扶養となっていた方は、3へ扶養者の住所・氏名・続柄を記載してください。
- 4) 1~3のいずれにも該当しない方は、4へ生活状況等を記載してください。
(預貯金をとりくずして生活していた。入院していた。等)

【記入例】を参考に該当する部分のみ記入してください。

【記入例】

※前年に収入がなかった方、非課税収入のみであった方の記載欄

1. 遺族年金・障害年金等または、雇用保険・労災保険等を受給していた。 (年金・保険の種類)	2. 学生であった。 (学校名)	3. 下記の方に扶養されていた。(仕送りを受けていた) 住所 秋田市山王1丁目1-1 氏名 大仙三郎 続柄 子	4. 1~3以外の方は前年の生活状況を記入してください。 預貯金をとりくずして生活していた。
障害年金 813,700円	○○大学 (令和8年3月卒業見込み)		

5. 申告書の郵送等での提出

- ◆ 市・県民税申告書は郵送等で提出することもできます。例年、申告会場は大変混雑しますので、申告書をすべて自分で記入できる方は郵送等での提出をお勧めします。

郵送等で提出される方はこの手引きを確認の上、申告書に必要事項を記入していただき郵送、または直接提出してください。詳細は下記【郵送等での提出について】のとおりです。また、令和8年度申告分から地方税ポータルシステム(通称:「eLTAX(エルタックス)」)を利用した、インターネットによる電子申告も可能になりました。電子申告については地方税ポータルシステムホームページ(右のQRコード)をご覧下さい。



【郵送等での提出について】

○必要なもの

- ① 記入済みの市・県民税申告書
- ② 申告者のマイナンバーカードの写し(両面)
または、マイナンバー通知カードの写しと身分証明書(運転免許証・資格確認書等)の写し

○提出方法

郵送の場合

上記①・②を次の宛先まで送付してください。

〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号 大仙市税務課 市民税班 あて

直接提出の場合

上記①・②(②は原本でも可)を税務課または各支所市民サービス課までお持ちください。

*申告期間中は税務課および各支所市民サービス課(ただし、申告会場を除く)では、申告相談(申告書作成)を行っておりませんのでご注意ください。

6. 申告相談をするときに必要なもの

- ◆ 申告者の①マイナンバーカードまたは②マイナンバー通知カードと身分証明書(運転免許証・資格確認書等)
(※扶養控除や事業専従者控除の申告をする場合は、その方のマイナンバーも必要です。)
- ◆ 税務署から送付された確定申告書やハガキ。
- ◆ 給与所得または公的年金所得がある方は、源泉徴収票の原本。
- ◆ 事業所得(営業所得や農業所得など)や不動産所得がある方は仕入れ・売上等の帳簿(農業所得がある方は「収支計算ノート」)、別紙「収支内訳書(一般用または農業所得用または不動産所得用)」、必要経費の領収書。
- ※ 各収支内訳書の同封の有無については昨年の申告内容にもとづいています。市ホームページからダウンロードすることも可能ですので、必要な場合はダウンロードをお願いします。
- ◆ 医療費控除または、その特例を受けられる方は「医療費控除の明細書」。
※ 医療費の明細書とは、「医療を受けた人」・「病院、薬局等医療費の支払先」ごとに「医療費又は医薬品の額」や「保険等で補てんされた額」等をまとめたものです。申告の際に12ページをご利用ください。
- ◆ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・農業者年金保険料・雇用保険料・各種健康保険料・任意継続の社会保険料などの社会保険料控除関係の領収書。
- ◆ 雑損・小規模企業共済等掛金・生命保険料・地震保険料・寄附金・障害者・勤労学生の各控除を受けられる方は、証明書・領収書・障害者手帳など。
※ 障害者手帳を持っていないが、家族に寝たきりの方などがいる場合、福祉事務所長が交付する障害者控除認定書を提示することにより、障害者控除の適用を受けることができます。認定書の必要な方は市役所高齢者包括支援センター(Tel0187-63-1111内線178)へ申請してください。
- ◆ 所得税の還付申告をする場合は、申告者本人名義の口座(金融機関名・支店名・口座番号)を確認できるもの。
※ 各種控除額、事業の経費額、給与収入金額などは通帳で確認できる場合がありますので、領収書等を無くした場合は、通帳をご持参ください。
※ 住宅借入金等特別控除(2年目以降)を受ける場合は、「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」及び「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」が必要です。

7. その他のお知らせ

◆ マイナンバーの記載について

マイナンバー制度の導入により、申告書を提出される方のほかに控除対象配偶者や控除対象扶養親族および事業専従者の方などのマイナンバーの記載が必要となりました。

また、マイナンバー法に基づき厳格な本人確認が義務付けられていますので、申告の際に申告者(納税者)の確認をさせていただくことになります。

本人確認は、①マイナンバーカード(個人番号カード)または②マイナンバー通知カードおよび運転免許証などの身分証明書などで確認を行うため、申告の際には、これらの本人確認書類の提示又は写しの添付をしていただくことになります。

また、控除対象配偶者や控除対象扶養親族および事業専従者の方のマイナンバーについては、マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカードやマイナンバー通知カード、マイナンバーを控えたメモ等)をご提示ください。

◆ 雪下ろし費用について

雪害で住宅・家財などに被害を受けられた方や、家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用などで5万円を超える金額を支出された方は、雑損控除として費用の一部が所得から控除される場合があります。(支出した費用が還付されるものではありません。また、今回の申告で対象となるのは、令和7年中に支出した分です。)

所得の種類および所得控除について

■ 所得の種類

種類	内容	申告書記入欄	
		収入	所得
営業等	卸売業、小売業、製造業、建設業、運送業、飲食業、サービス業、畜産業、漁業、外交員など	ア	①
農業	米、野菜、果樹、たばこ、花などの生産、農家が経営する家畜、肥育、酪農など	イ	②
不動産	地代、家賃、土地家屋の権利金、小作料など	ウ	③
利子	国外の銀行等に預けた預金利子など所得税で総合課税となるもの	工	④
配当	株式の配当、剰余金の分配、証券投資信託の収益金の分配金など	オ	⑤
給与	俸給や給与、賃金、賞与などの所得	力	⑥
公的年金等	国民年金、厚生年金、恩給、企業年金など	キ	⑦
業務	原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引など	ク	⑧
その他	生命保険の年金（個人年金保険）など	ケ	⑨
総合課税の譲渡	機械、車輛、営業権、土石類などの譲渡	コ・サ	⑪
一時	賞金や懸賞当せん金、生命保険契約等に基づく一時金など	シ	⑪
分離課税の譲渡	土地や建物等の譲渡による所得。譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下が短期譲渡、それ以外は長期譲渡	分離	
山林	山林（立木）伐採の譲渡	分離	
株式等の譲渡	株式等の譲渡	分離	
上場株式等の配当	分離課税を選択した上場株式等の配当	分離	
先物取引	商品先物取引、有価証券先物取引等、金融先物取引における個人の所得で一定のもの	分離	

■ 所得控除(所得から差し引かれる金額)の種類

※金額等についてはP8~9に掲載

種類	摘要要件	申告書記入欄
社会保険料控除	国民健康保険税・国民年金保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの社会保険料の支払がある場合	⑬
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法の共済契約にかかる掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度にかかる掛金の支払がある場合	⑭
生命保険料控除	生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の支払がある場合	⑮
地震保険料控除	地震保険料や旧長期損害保険料の支払がある場合	⑯
寡婦、ひとり親控除	寡婦かひとり親である場合	⑰~⑱
勤労学生、障害者控除	勤労学生である場合。あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合	⑲~⑳
配偶者(特別)控除	生計を一にする配偶者を有し、あなたと配偶者のそれぞれの合計所得金額が基準を満たす場合	㉑~㉒
扶養控除	控除対象扶養親族がいる場合	㉓
特定親族特別控除	特定親族がいる場合	㉔
基礎控除	合計所得金額が2,500万円以下の場合	㉕
雑損控除	災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合や、雪下ろし費用等の支払がある場合	㉗
医療費控除	1年間に支払った医療費や特定一般用医薬品等購入費が、一定額以上ある場合	㉘

令和8年度 市民税・県民税(個人住民税)及び森林環境税(国税)の税額計算について

●税額の算出方法 年税額=均等割額+所得割額

- ・均等割額 市民税：3,000円 県民税：1,800円 森林環境税(国税)年額1,000円
- ・所得割額 課税所得金額(前年中の所得金額-所得控除額)×税率-税額控除額
※税率・・・市民税6% 県民税4%

●市民税・県民税がかからない方

均等割も所得割もかからない方

生活保護法による生活扶助を受けている方

障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方

前年の合計所得金額が次の額以下の方

扶養親族のない方 38万円 扶養親族のある方 28万円×(本人+扶養親族)+26.8万円

所得割がかからない方

前年の総所得金額等が次の額以下の方

扶養親族のない方 45万円 扶養親族のある方 35万円×(本人+扶養親族)+42万円

※合計所得金額………損失の繰越控除前の総所得金額等

※総所得金額等………総所得金額に土地建物・株式等の譲渡所得などの分離所得を加えた額

※総所得金額………下表⑫に損益通算や、前年から繰り越した純損失・雑損失の繰越控除を適用した後の金額

●税額簡易計算表

(税額控除額はその年の所得や所得控除の種類、金額により変動しますのでこの表では除いています。)

区分		金額	区分	金額
所得 金額	営業等	①	社会保険料控除	⑬
	農業	②	小規模企業共済等掛金控除	⑭
	不動産	③	生命保険料控除	⑮
	利子	④	地震保険料控除	⑯
	配当	⑤	寡婦・ひとり親控除	⑰⑱
	給与	⑥	勤労学生・障害者控除	⑲⑳
	公的年金等	⑦	配偶者(特別)控除	㉑㉒
	業務	⑧	扶養控除	㉓
	その他	⑨	特定親族特別控除	㉔
	合計	⑩	基礎控除	㉕
	総合譲渡・一時	⑪	⑬~㉕までの計	㉖
	合計(①~⑪の計)	⑫	雑損控除	㉗
			医療費控除	㉘
			合計(㉖+㉗+㉘)	㉙
			課税総所得金額(㉖-㉙)	㉚

㉚…1,000円未満切捨て

区分	市民税	県民税
税額 の 計 算	税額控除前所得割 課税総所得金額×税率 ㉚×市民税6%、県民税4%	㉛
	所得割額 ㉛から100円未満切捨て	㉜
	均等割額	㉝
	合計税額(㉛+㉝)	
	市・県民税合計税額	

申告書の書き方

I. まず、住所・氏名・職業・電話番号・個人番号(マイナンバー)等を記入してください。

II. 次に所得金額の計算です。

⑥給与所得

給与収入金額【力】を以下の表にあてはめて計算した金額が給与所得金額【⑥】になります。

【力】(給与収入の合計額)	【⑥】給与所得金額
~650,999円	0円
651,000~1,900,000円	【力】- 650,000円
1,900,000~3,599,999円	【力】÷ 4 (千円未満の端数切り捨て) A × 2.8 - 80,000円
3,600,000~6,599,999円	1,000円 ↓ A × 3.2 - 440,000円
6,600,000~8,499,999円	【力】× 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円~	【力】- 1,950,000円

* 【力】の欄には、税金やその他の控除を差引く前の金額を記入します。

* 日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票の無い人は申告書裏面「6 給与所得の内訳」欄に月ごとの収入金額等を記入し、【力】欄にはその合計額を記入してください。

* 給与収入金額が850万円超で、以下(1)~(3)のいずれかを満たす場合は所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く。

(1)特別障害者に該当する (2)22歳以下の扶養親族を有する

(3)特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
所得金額調整控除…(給与収入金額 - 850万円) × 0.1

なお、給与収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円として計算する。

* 寄附金控除について

秋田県共同募金会・日本赤十字社秋田県支部・都道府県・市町村に対する寄附、都道府県や市町村が条例により指定した寄附など控除対象となる寄附金を支出した場合は、申告書裏面「9. 寄附金に関する事項」欄の該当箇所に支出金額を記入してください。都道府県・市町村に寄附した場合は、ふるさと寄附金として有利な控除が受けられます。(一部の災害義援金を含みます)控除には、寄附先で発行した寄附金受領証明書が必要です。また、ワンストップ特例制度の申請を行った方は、申告しなくとも控除を受けることができますが、他の控除や事業所得等の申告をする場合は、あわせて寄附金控除の申告が必要です。

⑦公的年金等の雑所得金額(0円未満となる場合は0円)

公的年金は雑所得となります。公的年金等収入金額【キ】を以下の表にあてはめた金額を雑所得【⑦】に記入します。ただし、公的年金等以外の雑所得がある場合は、これらの合計額を雑所得【⑩】に記入します。

【キ】(公的年金等の収入金額の合計額)の金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
昭和三十六年一月二日以降に生まれた方	1,300,000円未満 【キ】- 600,000円	【キ】- 500,000円	【キ】- 400,000円
昭和三十六年一月一日以前に生まれた方	1,300,000 ~ 4,099,999円 【キ】× 0.75 - 275,000円	【キ】× 0.75 - 175,000円	【キ】× 0.75 - 75,000円
昭和三十六年一月一日以前に	4,100,000 ~ 7,699,999円 【キ】× 0.85 - 685,000円	【キ】× 0.85 - 585,000円	【キ】× 0.85 - 485,000円
昭和三十六年一月一日以前に	7,700,000 ~ 9,999,999円 【キ】× 0.95 - 1,455,000円	【キ】× 0.95 - 1,355,000円	【キ】× 0.95 - 1,255,000円
昭和三十六年一月一日以前に	10,000,000円以上 【キ】- 1,955,000円	【キ】- 1,855,000円	【キ】- 1,755,000円
昭和三十六年一月一日以前に	3,300,000円未満 【キ】- 1,100,000円	【キ】- 1,000,000円	【キ】- 900,000円
昭和三十六年一月一日以前に	3,300,000 ~ 4,099,999円 【キ】× 0.75 - 275,000円	【キ】× 0.75 - 175,000円	【キ】× 0.75 - 75,000円
昭和三十六年一月一日以前に	4,100,000 ~ 7,699,999円 【キ】× 0.85 - 685,000円	【キ】× 0.85 - 585,000円	【キ】× 0.85 - 485,000円
昭和三十六年一月一日以前に	7,700,000 ~ 9,999,999円 【キ】× 0.95 - 1,455,000円	【キ】× 0.95 - 1,355,000円	【キ】× 0.95 - 1,255,000円
昭和三十六年一月一日以前に	10,000,000円以上 【キ】- 1,955,000円	【キ】- 1,855,000円	【キ】- 1,755,000円

* 【キ】の欄には、税金やその他の控除を差引く前の金額を記入します。
* 【ク】、【ケ】公的年金等以外の雑所得がある場合は、申告書裏面の「8配当所得・雑所得(公的年金等以外)に関する事項」欄に収入金額・必要経費等を記入し、収入金額の合計額を【ク】、【ケ】に、収入金額から必要経費を差引いた金額を上記で計算した公的年金等の所得金額と合算して【⑩】に記入してください。

給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得調整控除として給与所得の金額から差し引く

所得金額調整控除 = 給与所得(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に対する雑所得(10万円を超える場合は10万円) - 10万円

⑪一時所得

一時所得の金額は次のとおり計算します。

A	一時所得の合計収入金額	円
B	収入を得るために支出した金額	円
C	A-B (差引金額)	円 (赤字の時は0円)
D	特別控除額 (最高限度額50万円)	円 Cの金額が50万円未満の場合 はCの金額を限度額とします。
E	C-D	円 【シ】に記入
F	E×1/2	円 【⑪】に記入

III. 所得控除（所得から差し引かれる金額）の計算

（令和7年1月1日～令和7年12月31日分）

② 雜損控除

雑損控除額は、次のとおり計算します。

A 損害金額(合計)	_____円
B 保険金などで補てんされる金額	_____円
C A - B	_____円
D 申告書「表」の⑫の金額と分離課税所得の合計額	_____円
E D × 0.1	_____円
F C - E	_____円
G Cのうち災害関連支出の金額(取壊しや除去費用)	_____円
H G - 50,000円	_____円
I FとHのいずれか多いほうの金額	_____円 申告書表⑦欄へ記入

※損害額証明書または災害関連支出の証明となるものを添付してください。

⑧ 医療費控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費(介護保険法に規定するサービスの医療費相当分を含む)や特定一般用医薬品等購入額が一定の金額以上ある場合に控除されます。

医療費控除は、次のとおり計算します。

A 支払った医療費等	_____円
B 保険金などで補てんされる金額	_____円
C A - B (差引負担額)	_____円
D 申告書「表」の⑫の金額と分離課税所得の合計額	_____円
E D × 0.05	_____円
F 100,000円とEのいずれか少ないほうの金額	_____円
G C - F	_____円 申告書表⑧欄へ記入

※医療費控除の特例を選択する場合は(C - 12,000円)を申告書表⑧欄へ記入し「区分」の□に「1」と記入

⑩ 社会保険料控除

あなたやご家族のために支払った健康保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険法の規定による介護保険料などはその全額が控除されます。

あなたが支払った保険料の合計額	_____円 申告書表⑩欄へ記入
-----------------	---------------------

⑭ 小規模企業共済等掛金控除

あなたが小規模企業共済法の規定による共済契約掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度にかかる契約で一定の要件を備えたものの掛け金を支払った場合は、その全額が控除されます。

あなたが支払った掛け金の合計額 _____円
申告書表⑭欄へ記入

※支払った掛け金の証明書をご持参ください。

⑮ 生命保険料控除

生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った保険料がある場合に、その合計額に応じた金額が控除されます。

旧制度…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づいて支払った保険料
新制度…平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づいて支払った保険料

	旧制度適用契約	新制度適用契約
一般の生命保険料	_____円 A	_____円 B
個人年金保険料	_____円 C	_____円 D
介護医療保険料	_____円	_____円 E

控除額	
一般の生命保険料	~15,000円 Aの金額 _____円 15,001円~ A × 0.5 + 40,000円 7,500円 _____円 F
個人年金保険料	~15,000円 Cの金額 _____円 15,001円~ C × 0.5 + 40,000円 7,500円 H
介護医療保険料	~12,000円 Eの金額 _____円 12,001円~ E × 0.5 + 32,000円 6,000円 J
	32,001円~ B × 0.25 + 56,000円 14,000円 G 32,001円~ D × 0.25 + 56,000円 14,000円 I 56,001円~ 一律に28,000円 56,001円~ 一律に28,000円 56,001円~ 一律に28,000円 56,001円~ 一律に28,000円

Fのみを適用する場合	Fの金額 _____円	最も大きい金額(K)
Gのみを適用する場合	Gの金額 _____円	
F,Gを両方適用する場合	F+Gの金額 _____円 (上限28,000円)	
Hのみを適用する場合	Hの金額 _____円	最も大きい金額(L)
Iのみを適用する場合	Iの金額 _____円	K + L + N
H,Iを両方適用する場合	H+Iの金額 _____円 (上限28,000円)	(最高70,000円) 申告書表⑯欄へ記入
Jのみを適用する場合	Jの金額 _____円 (上限28,000円)	N

所得控除額は市県民税と所得税で異なっておりますのでご注意ください。

⑯ 地震保険料控除

特定の損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料又は掛け金を支払った場合や、平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険契約等について支払った保険料がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額に応じた金額が控除されます。
一の契約等に基づき、地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、選択により地震保険料又は旧長期損害保険料のいずれか一方の控除を受けることとなります。

地震保険料	_____円	A
旧長期損害保険料	_____円	B
控除額		
險地 料震 保	~ 50,000円 50,001円~	A × 0.5 一律に25,000円
保旧 長期 料期 損害	~ 5,000円 5,001円~	Bの金額 B × 0.5 + 2,500円 15,000円 15,001円~
		一律に10,000円
		_____円 (最高25,000円) 申告書表⑯欄へ記入
C + D		

㉑～㉒ 配偶者控除と配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額が下表の基準を満たしている場合、配偶者控除または配偶者特別控除を受けることができます。(本人の合計所得金額が1,000万円超の場合を除く)

配偶者の合計所得金額	配偶者に関する控除額		
	カッコ内は配偶者が老人(S31.1.1以前生まれ)の場合の控除額	本人の合計所得金額 900万円以下の場合	本人の合計所得金額 900万円超950万円 以下の場合
~580,000円	330,000円 (380,000円)	220,000円 (260,000円)	110,000円 (130,000円)
580,001円~1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
1,000,001円~1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,001円~1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,001円~1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,001円~1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,001円~1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001円~1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001円~1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
1,330,001円~	0円	0円	0円

※配偶者の合計所得金額が58万円以下は配偶者控除。58万円を超えた場合は配偶者特別控除。該当する場合、控除額を申告書㉑～㉒欄へ記入してください。

㉗～㉚ 人的控除額表と㉕基礎控除

*㉗～㉚配偶者(特別)控除と㉔特定親族特別控除については上表を参照してください。

記入欄	控除の種類	摘要要件	控除額
㉗～㉘	寡婦控除	現に婚姻していない方、または配偶者が生死不明などの方で、一定の要件を満たす場合	260,000円
	ひとり親控除		300,000円
㉙～㉚	勤労学生控除	学生で合計所得金額が85万円以下であり、かつ一定の要件を満たす場合	260,000円
	障害者控除	本人が障害者の場合	障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 障害者 260,000円 特別障害者(同居) 530,000円 特別障害者(同居以外) 300,000円
㉛	扶養控除	生計を一にする親族等で合計所得金額が58万円以下の所得の方を扶養している場合 ただし、16歳未満の方(平成21年1月2日以降に生まれた方)は控除対象外となります ※扶養親族欄には氏名、生年月日、統柄を必ず記入して下さい	一般(16歳未満の方を除く) 330,000円 特定扶養(H15.1.2～H19.1.1生まれ) 450,000円 老人扶養 同居 450,000円 (S31.1.1以前生まれ) 別居 380,000円 年少(16歳未満)扶養 適用なし 2,400万円以下 430,000円 2,400万円超 2,450万円以下 290,000円 2,450万円超 2,500万円以下 150,000円 2,500万円超 適用なし
㉕	基礎控除	合計所得金額が2,500万円以下の場合	

令和8年度 市・県民税申告相談日程表

★申告会場が変わります(大曲・仙北・地域)

(大曲・仙北地域)

<2月13日～3月5日>

仙北ふれあい文化センター（合同開催）

<3月10日～3月16日>

大曲中央公民館（大曲地域）

※さくまろ館での申告相談は行いませんので、
ご注意ください。

★申告時間<受付時間>

<午前受付> 8：45～11：30

(開場 8：30)

<午後受付> 13：00～15：30

(日曜日のみ 13：00～15：00)

3月15日の大曲中央公民館は午前で終了。

※混雑により午前中に受付した場合でも、申告が
午後になる場合がありますのでご了承願います。

★来場の際は感染予防対策にご協力ください。

せきや発熱などの症状がある方や体調がすぐれない場合は、申告相談をご遠慮ください。

★なるべく地区指定日においでください。

混雑を緩和するため、同封の地域別日程表のとおり、申告日時及び申告会場を指定させていただいておりますので、なるべくご自分のお住まいの指定日においでください。どうしてもご都合が悪い方は、いずれの会場でも申告を受付しますので、日程表をご確認の上、ご都合の良い日に申告をお済ませください。

★日曜日に申告相談を行います。

<2月22日>

仙北ふれあい文化センターイベントホール
神岡支所3階会議室

<3月1日>

仙北ふれあい文化センターイベントホール
西仙北支所3階大会議室
中仙農村環境改善センター多目的ホール

<3月15日>

大曲中央公民館大研修室 ※午前のみ

★申告期間中は、申告会場以外での申告相談は受付できません。

★申告はできるだけお早めに

日程の後半になりますと、大変混み合いますので、できるだけ早い時期に済ませましょう。

月	日	曜日	大曲・仙北地域	大曲地域	神岡地域
会 場			仙北ふれあい文化センター イベントホール	大曲中央公民館 大研修室	神岡支所 3階大会議室
6	金				
7	土				
8	日				
9	月			●	
10	火				
11	水				
12	木				
13	金	●		●	
14	土				
15	日				
16	月				
17	火	●		●	
18	水	●		●	
19	木	●			
20	金	●			
21	土				
22	日	★		★	
23	月				
24	火	●			
25	水	●		●	
26	木	●			
27	金	●		●	
28	土				
1	日	★			
2	月				
3	火	●		●	
4	水	●			
5	木	●			
6	金			●	
7	土				
8	日				
9	月				
10	火		●	●	
11	水	●			
12	木	●			
13	金	●		●	
14	土				
15	日		★(午前のみ)		
16	月		●		

● … 平日の申告開催日

★ … 日曜申告(全地区)

(令和8年2月6日～令和8年3月16日)

月	日	曜日	西仙北地域	協和地域	南外地域	中仙地域	太田地域
会 場			西仙北支所 3階会議室	協和支所 4階大会議室	南外コミュニティセンター 文化活動室	中仙農村環境改善 センター多目的ホール	太田文化プラザ 1階生活実習室
6	金	●				●	●
7	土						
8	日						
9	月	●				●	
10	火		●		●	●	●
11	水						
12	木		●			●	
13	金	●					●
14	土						
15	日						
16	月	●			●	●	●
17	火		●			●	
18	水	●					●
19	木	●		●			●
20	金					●	
21	土						
22	日						
23	月						
24	火			●	●	●	
25	水	●					●
26	木	●			●		●
27	金			●		●	
28	土						
1	日	★				★	
2	月			●	●		●
3	火	●				●	
4	水	●		●		●	
5	木	●			●		●
6	金			●			
7	土						
8	日						
9	月						
10	火			●		●	
11	水			●		●	
12	木			●		●	
13	金	●				●	
14	土						
15	日						
16	月	●		●		●	

◎地域別の地区割り日程については、別紙地域版日程表または大仙市ホームページをご覧ください。

*地域版日程表は、広報1月号と一緒に全戸配付もしております。

令和7年分 医療費控除等計算書

(令和7年1月1日～令和7年12月31日支払い分)

※医療費控除と医療費控除の特例(スイッチOTC薬控除)は、どちらか一方の選択適用です。

①医療を受けた方の氏名	②病院・薬局等の名称	③医薬品の名称	支払った医療費又は医薬品の額	保険金等で補てんされる金額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合計			A 円	B 円

(※従来の医療費控除の場合、③医薬品の名称は記入不要)

○従来の医療費控除

$$\begin{aligned} \text{医療費控除額} &= \boxed{A - B} \text{ 円} - (\text{所得の } 5\% \text{ か } 10\text{万円のいずれか少ない方}) \\ &= \boxed{\quad} \text{ 円} (\text{上限 } 2,000,000\text{円}) \end{aligned}$$

○医療費控除の特例(スイッチOTC薬控除)を選択した場合

$$\text{医療費控除額} = \boxed{A - B} \text{ 円} - 12,000\text{円} = \boxed{\quad} \text{ 円} \quad (\text{上限 } 88,000\text{円})$$

◆市・県民税申告に関するお問合せは・・・・・

担当課	電話番号
市民部税務課	0187-63-1111 (内線111／108)
神岡支所市民サービス課	0187-72-4602
西仙北支所市民サービス課	0187-75-2964
中仙支所市民サービス課	0187-56-2117
協和支所市民サービス課	018-892-3693
南外支所市民サービス課	0187-74-2116
仙北支所市民サービス課	0187-63-3003
太田支所市民サービス課	0187-88-1117

◆所得税確定申告に関するお問合せは・・・・・

大曲税務署 0187-62-2191

◆所得税確定申告はe-Tax（電子申告）が便利です！・・・詳しくは国税庁ホームページ（右のQRコード）をご覧ください。



①添付書類の提出省略 ②還付金がスピーディーなどのメリットがあります。